広報
ひのはら

1月号
令和６年
（2024年）
No.536

謹賀新年

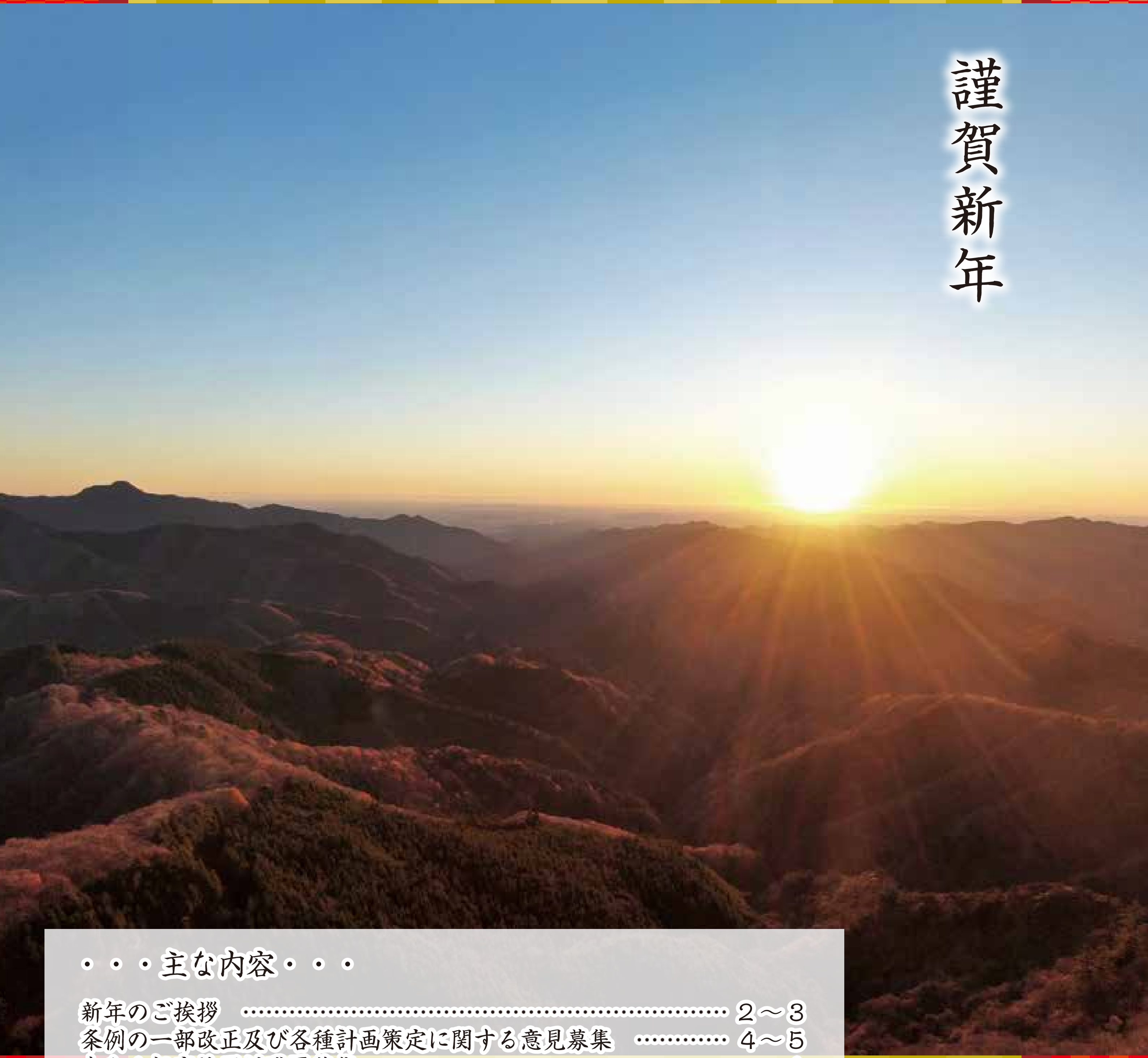

・・・主な内容・・・

新年のご挨拶 ……………………………………………… 2～3
条例の一部改正及び各種計画策定に関する意見募集 ………… 4～5
令和６年度檜原村職員募集 ……………………………………… 6
確定申告はお早めに ………………………………………… 8～9
檜原村成人式「二十歳のつどい」……………………………… 21

開かれた村政運営を目指して

檜原村長　　吉　本　昂　二

明けましておめでとうございます。

村民の皆様には、令和６年の新春を健やかにお迎えのことと、お慶び申し上げます。

私は、昨年の統一地方選挙におきまして、村民の皆様からご支持を頂き、檜原村長に就任いたしました。檜原村政を担う重責に身の引き締まる思いでございます。

今後、私が目指す開かれた村政運営のため全身、全霊で取り組んでまいる所存でございます。

さて、令和２年以降続いていたコロナ感染症も、ようやく収まる気配がみえはじめ、社会全体がコロナ禍以前の活況を取り戻そうとしております。

そのような状況下、村内各地域におきましても、祭礼を中心に様々な事業が４年振りに開催され、特に払沢の滝ふるさと夏まつり、敬老福祉大会等は、盛大に行われました。

また、数年前から檜原村笛吹地内に建設が予定されていました、廃棄物処理施設建設につきましては、焼却に必要な冷却水が確保出来ないことから事業者が計画を白紙撤回しました。この事から、村民の環境意識が高まったことを踏まえ、村制施行135周年を記念して「環境宣言の村」を宣言する予定でおります。

檜原村では、令和６年度から始まる、村の目指すべき姿と総合的な施策方針である向こう10年間の極めて貴重な「第６次檜原村総合計画」を策定中であります。現在、村民の皆様からご意見を頂く、パブリックコメントを実施しており、年度内策定を目指しております。

私は、住民に開かれた新しい村政を築くため、４項目の政策を掲げております。

①開かれた村政の実現では、　・計画段階からの住民参加　予算や事業を可能な限り計画段階から公開します。・村政を「ガラス張り」に　定期的に住民対話集会を実施します。・住民全体会議の実施年一回実施　・村民のための役場づくり　村の職員が活き活きと「村民のために」働ける環境、関係をつくります。

②村民の暮らし、生活（幸福の里の実現）　・やすらぎの里を拠点とした健康・医療・福祉の充実（令和６年度から計画的に実施）・元郷バス待合所の整備（早期に建設）その他９項目

③時代に合わせた新産業育成　・観光４項目（早期にエコツーリズムの充実）・林業３項目（東京の林業地として推進）・木材産業（おもちゃや木材加工等）１項目・環境に優しい「新たな産業」への取り組み３項目（空き家を活用した事業）

④政策の前提として「産廃阻止」　村の自然環境を未来永劫守り続けるための体制づくりを進めます。・「公害発生防止条例（仮）」を制定　新たに公害発生防止条例を制定するのではなく、法律の規制等も考慮して、檜原村環境保全条例の一部を改正することを現在進めており、パブリックコメントを実施し、年度内改正を目指しております。・ごみ削減対策（ゼロ・ウェイスト）の推進　檜原村廃棄物減量等推進審議会とも連携してごみを減らしていきます。

檜原村の令和５年12月１日現在の人口は、2000人と少子高齢化が進展しており、高齢化率は、53.0％に達しています。檜原村は「第２期人口ビジョン・総合戦略」で20年後には、人口が800人に減少する予想をしていますが、何も対策もせずに衰退するのでは無く、村の自然環境を活かし、しっかり特徴をだし、進むべき道を選び、進んでまいります。

結びに、令和６年も村民の皆様が健康で健やかな毎日が送れますようにお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

檜原村議会議長　　峰　岸　　茂

明けましておめでとうございます。

令和６年の年頭に当たり、村議会を代表いたしまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

村民の皆様には、新年を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より村議会に対し多大なるご理解とご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

昨年、本村では４月に統一地方選挙が行われ、５月から吉本村長による村政が始まりました。村議会におきましても定数を８人とする選挙が行われ、そのうち４人が新人となり、新たな議会活動を行っているところであります。私ごとではありますが、５月に開催されました村議会臨時会におきまして、村議会議長に推挙いただきました。もとより微力ではございますが、各位のご指導ご協力を仰ぎ、村民の福祉向上のため全力で邁進してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症も５類となり、社会活動は警戒感を持ちながらも以前の日常を取り戻しているようにも見えますが、この４年間で私たちの生活は大きな変革を余儀なくされていると感じております。マイナンバーカードやＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）、ＡＩ（人口知能）など行政による施策もデジタル化が促進されておりますが、今後も更に少子高齢化や働き手不足に向けた対策が急務であると考えます。

また、世界に目を向けると、人類の平和、幸福について考えさせられる出来事が、日常のように起きております。檜原村議会としてはこの状況を鑑み、昨年の第４回定例会において、「檜原村議会の非核・平和都市宣言に関する決議」を採択し、未来永劫に渡り檜原村が安全で安心して暮らせる村であり続けるため、世界の恒久平和と核兵器のない世界となることの願いを内外に表明いたしました。

世界情勢の不安定感は日本経済にも大きな影響を与え、国の動向は地方経済へ波及しますが、財政規模の小さい檜原村だからこその順応性の高い施策を展開していかなければなりません。

今後も全村民が安全で安心して暮らせる檜原村を目指し、社会の動向を見据えた政策を村政に働きかけながら、議決機関としてその機能の発揮に努めるとともに、議会の役割やその活動を村民の皆様に知っていただくため、「みえる化」を踏まえた議会運営を推進してまいります。

村民の皆様におかれましては、より一層のご指導・ご鞭撻を賜りますとともに、ご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

お知らせ

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

決算審査

1　審査の対象
令和５年度１０月分　檜原村一般会計及び５特別会計
令和５年度１０月分　公営企業会計

2　審査の期日
令和５年１１月２４日（金）

3　審査の手続
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。

4　審査の結果
令和５年度１０月分一般会計及び５特別会計、令和５年度１０月分公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先　議会事務局議事係　内線 311

檜原村環境保全条例の一部改正に関する意見を募集します

檜原村は、廃棄物処理施設の建設計画が波紋を呼んだ経緯を踏まえて、今後、民間事業者の開発行為等に対して主体的に取り組んでいきたいと考えており、檜原村環境保全条例の一部を改正する条例を議会に提出する予定です。

つきましては、檜原村環境保全条例の一部を改正する条例（案）を作成しましたので、村民の皆様からご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見については、プライバシー保護に十分配慮したうえで意見に対する村の考え方を付して公表いたします。なお、ご意見に対しての個別の回答はいたしません。

●募集期間　令和６年１月４日（木）～１月３１日（水）

●閲覧場所
・檜原村役場1階（産業環境課）（土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
・檜原村ホームページ　https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/

●ご意見を提出できる方　村内在住の方

●ご意見の提出方法　住所、氏名、ご意見を明記のうえ郵便、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかにより提出してください。（用紙、様式は問いません。）
※電話、窓口での口頭による意見の受付はいたしません。

●ご意見の提出期限　令和６年１月３１日（水）午後５時まで
（郵便による提出は、令和６年１月３１日（水）の消印有効です。）

●ご意見の提出先
・郵便　〒１９０−０２１２　檜原村４６７−１　檜原村産業環境課生活環境係　宛て
・ファックス　０４２−５９８−１００９
・電子メール　kankyou@vill.hinohara.tokyo.jp

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 127

計画の策定にあたり意見を募集します

　檜原村では、令和６年３月に策定を予定している下記の計画の案について、村民の皆様からご意見を募集します。
　お寄せいただいたご意見については、プライバシー保護に十分配慮したうえで意見に対する村の考え方を付して公表いたします。なお、ご意見に対しての個別の回答はいたしません。

計　画　名　①第９期檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
②第７期檜原村障害福祉計画・第３期檜原村障害児童福祉計画

閲覧場所　・やすらぎの里１階（福祉けんこう課）
（土曜・日曜を除く午前８時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までは除く））
・檜原村のホームページ　https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/

募集期間　令和６年１月４日（木）～１月１９日（金）

意見の提出方法　閲覧場所に備え付けの用紙または､上記ホームページよりダウンロードした用紙にご意見･必要事項をご記入の上、持参、郵送、ファックスまたは電子メールで提出してください。

※電話、窓口での口頭による意見の受付はできません。

意見の提出先　檜原村福祉けんこう課
郵　　送　〒190-0211　檜原村2717番地　檜原村福祉けんこう課
ファックス　042-598-1263
電子メール　fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課福祉係　TEL 042-598-3121

お知らせ

檜原村国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（案）について意見募集を行います

　データヘルス計画は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、健康・医療情報の分析を行い健康課題を明らかにし、効率的･効果的な保健事業を実施するための計画です。そこで村では、第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画を一体的に策定するにあたり、村民等の皆様のご意見を募集します。
　お寄せいただいたご意見については、プライバシー保護に十分配慮したうえで意見に対する村の考え方を付して公表いたします。なお、ご意見に対しての個別の回答はいたしません。

●募集期間　令和６年１月１１日（木）～２５日（木）

●閲覧場所　・檜原村役場１階　村民課
（土曜・日曜を除く午前８時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までは除く））
・檜原村ホームページ　https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/

●ご意見を提出できる方　・村内在住・在勤・在学の方　　・村内に事業所を有する方

●ご意見の提出方法　住所（在勤の方は勤務先と所在地、事業者の方は事業所名と所在地）、氏名、ご意見を明記のうえ持参、郵送、ファックスまたは電子メールでご提出ください。
（郵送の場合は、１月２５日（木）消印有効）
※電話、窓口での口頭による意見の受付はいたしません。
・郵送　〒190-0212　檜原村４６７－１　檜原村村民課村民保険係　宛
・ファックス　０４２－５９８－１００９
・電子メール　sonmin_hoken@vill.hinohara.tokyo.jp

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線116

令和６年度檜原村職員募集

令和６年度に採用する職員を下記のとおり募集します。

◆採用予定人員　　一般事務職・・・若干名

◆受験資格

職　種	学　　歴	年　　齢
一般事務職	高等学校卒業以上の学歴を有する方 または令和６年３月卒業見込の方	平成６年４月２日生 ～平成１８年４月１日生

※ 地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する方は受験できません。

◆申込書の受付

【期　間】 令和６年１月９日（火）から１月２５日（木）（土・日は除く）
午前８時３０分から午後５時（正午から午後１時までは除く）

【場　所】 檜原村役場総務課（本庁舎２階）
※受験者本人が必要書類を持参し、申込みを行ってください。（郵送不可）
※申込みに必要な書類が添付されていない場合は、受付できません。ただし、学校の事情等により卒業証明書及び成績証明書が締め切りまでに間に合わない場合は、事前に相談ください。
※申込書は受付期間中、檜原村役場総務課で配布します。また、村ホームページよりダウンロードできます。

◆申込みに必要な書類

○ 檜原村職員採用試験申込書（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード）
○ エントリーシート（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード）
○ 履歴書（市販のものに記入し、上半身の写真を貼付する）
○ 卒業（見込）証明書（最終学校のもの）　　○ 成績証明書（最終学校のもの）

◆試験日等について

・一次試験：エントリーシートによる書類選考
・二次試験：筆記試験
【日　時】 令和６年２月４日（日）　午前８時３０分集合
【方　法】 教養試験、職場適応性検査、作文（課題方式）
・三次試験：面接試験

◆試験結果等について

一次試験の結果は、令和６年１月中に受験者本人に通知します。
二次試験の結果は、令和６年２月上旬に受験者本人に通知します。
二次試験に合格された方を対象に、三次試験を実施します。（令和６年２月中を予定）
採用決定通知に健康診断書（村指定様式）を同封しますので、ご提出をお願いします。

◆採用予定日　令和６年４月１日

◆給与及び待遇　檜原村職員の給与に関する条例等によります。

◎問い合わせ先　総務課総務係　内線 216、213

檜原村地域おこし協力隊員を募集します

地域おこし協力隊は、都市地域から村へ住民票を異動し、生活拠点を移した人を「地域おこし協力隊」として任用し、地域おこしの支援等の活動を行います。檜原村では、現在４名の地域おこし協力隊員が地域のさまざまな支援活動を行っておりますが、今回、下記のとおり地域おこし協力隊員を募集します。

募集人員　２名
募集期間　令和６年１月４日（木）～１月３１日（水）
採用予定日　令和６年４月１日（予定）
業務内容　①空き家、移住・定住対策等に関する業務　１名
②檜原村の情報発信に関する業務　１名
※詳細は、募集期間中に村ホームページへ掲載します。

◎問い合わせ先
企画財政課 むらづくり推進係
TEL 042-519-9556

檜原温泉センター数馬の湯が村民の方は無料でご利用できます

多くの村民の方に檜原温泉センター数馬の湯をご利用していただくため、下記の期間中は、檜原村の村民の方の入館料を無料といたします。ご来館の際には、檜原村の村民であることが分かる運転免許証や健康保険証などを受付で提示のうえ用紙のご記入をお願いいたします。
多くの皆さんのご来館をお待ちしております。

期　　間：１月１日（月・祝）から２月２９日（木）まで（定休日除く）
午前１０時から午後７時まで
※レストランは、閉館時間の１時間前にラストオーダーになります。
※定休日：１月９日（火）、１５日（月）、２２日（月）、２９日（月）
２月５日（月）、１３日（火）、１９日（月）、２６日（月）

特　　典：１月１日（月・祝）から１月３日（水）までの３日間、館内のレストランで使用できる甘酒もしくは指定のソフトドリンクとの交換チケット（入館当日のみ有効）を入館受付時に１人１枚配布します。

無料送迎：期間中、３名以上のグループであればワゴン車による無料送迎を予約制で行います。直接、檜原温泉センター数馬の湯へお申し込みください。運転手や道路状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

◎問い合わせ先　檜原温泉センター数馬の湯　TEL 042-598-6789
産業環境課観光商工係　内線 122・128

確定申告はお早めに！

青梅税務署からのお知らせ

1 申告書の提出・納税の期限

（１）令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

令和６年２月 16 日（金）から３月 15 日（金）まで

なお、還付申告は、令和６年２月 15 日（木）以前でも提出できます。

（２）令和５年分の贈与税の申告書

令和６年２月１日（木）から３月 15 日（金）まで

（３）令和５年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書

令和６年１月４日（木）から４月１日（月）まで

2 青梅税務署による申告作成会場の開設について

青梅税務署では所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成会場を次のとおり開設します。

（１）**会場**　青梅税務署（青梅市東青梅４－１３－４）

（２）**開設期間**　令和６年２月 16 日（金）から３月 15 日（金）まで
（土、日及び祝日を除く。ただし、２月 25 日（日）は立川税務署において相談・受付を行います。）

（３）**時間**　受付：午前８時 30 分から午後４時まで（提出は午後５時まで）
相談：午前９時から

（４）**入場整理券の配付**

混雑回避のために「入場整理券」を配付します。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。

入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

（５）**オンラインによる入場整理券事前発行**

スマートフォンをお持ちの方は LINE アプリで国税庁の公式アカウントを友だち追加してください。右記のＱＲコードから友だち追加することで、入場整理券の事前発行をお申込みできます。

※申告書作成会場は非常に混み合うことから、早期の申告、または、ご自宅で申告をすることをおすすめします。

3 自宅からの e-Tax について

確定申告は、ご自宅でスマートフォンによる e-Tax 申告がおすすめです！

「自宅からの e-Tax」５つのメリット

（１）税務署への書類が持参不要

（２）印刷・郵送代が不要

（３）添付書類が不要（一部の書類は除きます。）

確定申告書作成
コーナーはこちら→

（4）24時間いつでも利用可能（確定申告期間のみ）
（5）早期還付の実現

4 キャッシュレス納付について

国税の納付手続は、たいへん便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択していただき、納付手続を行ってください。
なお、納付実績は電子記録により確認が可能です。

確定申告期に便利なキャッシュレス納付手続

・振替納税
・インターネットバンキングを利用した納付
・クレジットカード納付
・スマホアプリ納付

国税の納付手続きについてはこちら→

お知らせ

青梅税務署による出張相談
～確定申告書を作成できます～

以下の日程で、「青梅税務署による無料申告相談」を実施いたします。
事前予約が必要となりますので、お申込みのうえご利用ください。

〔日時〕令和６年２月１４日（水）

〔時間〕午前９時３０分～午後４時（午後３時３０分最終受付）

〔会場〕檜原村役場　３階　３０１会議室

〔受付内容について〕

小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得並びに山林所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。

前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、マイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類）の写し等をご持参ください。

〔電話による事前予約〕

０４２－５９８－１０１１（内線１１２、１１４）
檜原村役場　村民課　税務係宛て　「青梅税務署の出張申告相談の予約」とお伝えください。

◎問い合わせ先　村民課税務係　内線 112・114

村役場での住民税申告・確定申告の受付について

令和６年２月１日から、下記のとおり村役場での住民税及び確定申告の受付を行いますので、ご協力をお願いいたします。

- **確定申告の納税申告については、令和６年２月１６日（金）から受付になります。**
- **住民税の申告書は対象者に令和６年２月上旬に送付いたします。**

○申告書を郵送での提出

申告書等の提出のみの場合は、郵送にてご提出ください。

・住民税申告書の提出先…**檜原村役場**　村民課税務係

・確定申告書の提出先…青梅税務署

〒１９８－８５３０　青梅市東青梅４－１３－４

電話０４２８－２２－３１８５

○窓口での申告相談・作成

村役場窓口での申告相談・作成については、窓口で課税資料等及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しを提出していただき、後日郵送にて申告書の控えを送付させていただきます。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付・相談を村役場でも受付けていますが、**土地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金等特別税額控除の初年度申告、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税**については、村役場では申告できません。必ず青梅税務署で申告してください。

○夜間の申告受付について

日中に窓口に来庁できない方を対象に、村役場での夜間受付を行います。

移動手段等がなく、村役場に申告に来庁できない場合には、村民課税務係までお問合わせください。ご自宅にご訪問させていただきます。

※村役場での夜間申告受付の日程は、２月号広報でお知らせいたします。

○医療費控除の申告添付書類について

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の作成が必要です。**医療費の領収書では申告できません**のでご注意ください。

※各保険組合が発行する医療費通知を代用することができますが、医療費控除の明細書の作成は必要です。

※明細書作成時に活用した医療費の領収書等は、５年間保存する必要があります。

※医療費控除の明細書は、国税庁ホームページよりダウンロードすることができます。また用紙につきましては、役場窓口にもあります。

◎ 問い合わせ先

住民税申告について　村民課税務係　内線 112・114

確定申告について　青梅税務署　TEL 0428-22-3185

お知らせ

くらし

１月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください［秘密厳守］

　商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売　訪問販売　通信販売　一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求　契約トラブル　多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日　時　１月３１日（水）午後１時～午後３時　　**場　所**　檜原村役場３階　３０２会議室

◎ 問い合わせ先　産業環境課観光商工係　内線 122

２月の人権・行政相談

日　時　２月８日（木）午後１時～午後３時

対 象 者　村内在住の方

場　所　檜原村役場３階住民ホール

相談方法　面談による相談

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線 111・115

後期高齢者医療保険料の納付はお済ですか？

　後期高齢者医療制度に加入していて保険料が普通徴収となっている方には、既に納付書をお送りしています。

　期別ごとに納付期限がありますので、期限内に金融機関や、役場の会計課で納めてください。

◇保険料は口座振替ができます。ご連絡をいただければ必要書類をお送りしますので、各金融機関で手続きをしてください。

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線　116・119

～今月の納期～

１月３１日（水）です

・村都民税（普通徴収）第４期　・国民健康保険税第７期
・介護保険料第７期　・後期高齢者医療保険料第７期

納め忘れのないようにお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の「年金からの引き落とし」から「口座振替」への変更について

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として公的年金からの引き落とし（特別徴収）で納めていただくこととなっておりますが、本人の口座に限らず、ご家族などの口座からの引き落としに変更することができます。なお、檜原村国民健康保険税を口座振替でお支払いされていた方につきましても、改めて手続きしていいただく必要があります。

※令和５年度に７５歳に到達して後期高齢者医療被保険者の資格を取得された方には、令和６年１月中旬に上記手続きに関する案内を郵送予定です。

※申し出から「年金引き落とし」を中止するまでに、３か月ほどかかりますので、お早目に手続きをお願いいたします。

申請に必要なもの

・後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書（提出先：檜原村役場）
・檜原村村税等口座振替依頼書（提出先：金融機関等）
・後期高齢者医療被保険者証
・通帳（引き落としを希望する口座のもの）
・通帳の届出印

※手続きに必要な申出書及び依頼書につきましては、檜原村役場１階村民課窓口に設置してあります。

※檜原村役場での手続き後、別途金融機関等で口座振替の手続きをしていただく必要があります。

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線　116・119

くらし

〈広告〉

季節折々のお弁当･オードブル･お料理をお届けします
仕出し たつ州（しゅう）
様々な用途でご利用頂けます
代表 岡部 竜州 檜原村2005
お祝い･法事･おせち料理
イベント＆自治体の会食
ご友人＆ご親族の集まり
檜原村内配達OK
（車両乗入れ可能な場所）
個数やご予算などお気軽にご相談下さい！※別途消費税がかかります
☎ 080-7227-8781
instagram.com/shidashi_tatsushuu
LINE からも相談ご注文できます！
ID @808yllhl

消防・防災全般
備えあれば憂いなし！
消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検
株式会社 セイフティー
（旧：株式会社 きしの防災）
東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1－2－11
TEL 042-533-2461　FAX 042-533-2462
safety@sft-bousai.com

交通災害共済「ちょこっと共済」に加入を！

～みんなで一緒に。ちょこっとサイズのたしかな安心。～

「ちょこっと共済」は、東京都３９市町村の住民が会費を出し合い、交通事故によるケガでの入院・通院日数に応じて、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

＜加入できる方＞

村内に住民登録をしている方。

ちょこっと共済
ホームページ

会費（年間）

Ａコース　　１,０００円　　　Ｂコース　　５００円

見舞金

コースごとに設定され、交通災害の程度によって共済見舞金は異なります。

公費負担加入者

次の方々は、村費負担でＢコースに加入しますのでお申込みの必要はありません。
（差額５００円を自己負担することでＡコースへの変更も可能です。※コース変更はお申込みが必要です。）

◎村内に住民登録のある小・中学生　　◎消防団員（機能別消防団員を含む）

現在加入している方へ

現在「交通災害共済」に加入されている方の共済期間は、令和６年３月３１日満了となりますので、ぜひ引き続き加入されますようおすすめいたします。

申込書の配布

２月上旬に自治会をとおして配布し、役場１階村民課窓口にも設置いたします。
また、インターネットでもお申込みいただけます（令和６年２月１日開始）。
詳細はちょこっと共済ホームページをご確認ください。

◎ 問い合わせ先
村民課村民保険係　内線　111
ちょこっと共済ホームページ　https://chokottokyosai.jp

マイナンバーカードのお知らせ

☆住所や氏名等に変更があった方はマイナンバーカードの変更手続きが必要です

転入、転出、村内転居の届出及び氏名等の変更があった場合、マイナンバーカードの変更手続きが必要です。村役場村民課窓口に以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

＜変更手続きが必要な例＞

・引っ越しをした時
・婚姻等で氏名変更があった時

マイナンバーカードの住所変更・氏名変更時に必要な持ち物

・マイナンバーカード
・暗証番号
※代理人が手続きを行う場合は追加書類があります。お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線 111・115

くらし

国民年金からのお知らせ

～２０歳になったら国民年金～

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障害が残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みです。

２０歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第１号被保険者）に加入したことをお知らせします。※厚生年金保険に加入している方を除きます。

２０歳になってから概ね２週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

２０歳になってから約２週間程度経過してもお知らせ等が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要な場合もあるため、村役場もしくは年金事務所までお問い合わせください。

○基礎年金番号通知書が届いたら

「基礎年金番号通知書」には、基礎年金番号が記載されています。保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

○納付書が届いたら

国民年金（第１号被保険者）になると、国民年金保険料の納付義務が発生します。保険料は、加入日（２０歳の誕生日の前日）が属する月の分から納めることになります。「国民年金加入のお知らせ」に同封してある納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

○保険料の猶予制度について

保険料を納めることが困難なときは、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。）

不明点等ありましたら、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

◎ 問い合わせ先　青梅年金事務所　TEL 0428-30-3410
村民課村民保険係　内線 111

くらし

家屋を新・増築または取り壊した方へ

令和５年中に新・増築した家屋は令和６年度から固定資産税の課税対象になります。

また、令和５年中に取り壊された家屋は、令和６年度から課税されません。

家屋を新・増築したが、まだ家屋調査が済んでいない方、または家屋を取り壊した方は、村民課税務係までご連絡ください。

家屋の用途変更をされた時はご連絡をお願いします

家屋の用途は、登記簿の情報や、新築時の実地調査で確認した情報等を基に判断しています。家屋の用途変更をされた場合、１か月以内に法務局にて建物表題部変更登記をすることが義務づけられています。しかし、何らかの事情により変更登記ができないとき、又は、登記されていない家屋（未登記家屋）については、村民課税務係までご連絡をお願いします。

◎ 問い合わせ先　村民課税務係　内線 114

令和６年１月から国民健康保険税の産前産後免除制度が始まります

令和６年１月１日から、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の４か月間（多胎妊娠の場合は６か月間）免除されます。

該当する方は以下のとおり申請が必要となります。

※この制度での出産とは、妊娠８５日（４か月）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

※この免除にあたり所得制限はありません。

○対象者および対象保険税

出産日（出産予定日）が令和５年１１月１日以降の出産被保険者にかかる保険税の所得割額と均等割額を免除します。

※ただし、免除対象月は令和６年１月からとなります。

（例）

令和５年１１月出産の場合	令和６年１月分の保険税を免除
令和５年１２月出産の場合	令和６年１月分・２月分の保険税を免除

○届出受付開始日

令和６年１月４日（木）

○申請に必要な持ち物

出産予定日（出産日）と多胎妊娠の場合はその事実が確認できる母子手帳等の書類

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

○提出先

檜原村役場　村民課　税務係

○免除対象期間

出産予定日（出産日）の前月（多胎妊娠の場合は３か月）から翌々月までの期間

【免除対象期間イメージ】

	３か月前	前々月	前月	出産（予定）月	翌月	翌々月
単胎妊娠（出産）			○	★	○	○
多胎妊娠（出産）	○	○	○	★	○	○

○その他

出産予定月の６か月前から届け出ることができます。

（届出が無い場合でも、村で出産の事実確認ができた場合は免除することがあります。）

◎ 問い合わせ先　村民課税務係　内線 114・117

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆
各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021　立川市羽衣町3-27-19
(株)消防弘済会
TEL 042−523−3337代
FAX 042−525−3302
http：//www.kousaikai.com

一般土木工事一式
東京都知事許可（般-1）第111726号
ICHIKEN
(有)市川建材土木
檜原村2877
TEL 042−598−0513
FAX 042−598−0047

環境・下水

ごみを燃やさないでください！

ごみを燃やすことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により一部の場合を除いて禁止されています。ドラム缶、穴を掘っての焼却、小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

ごみを燃やすと悪臭や煙により近隣の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されますので、ごみは分別して収集日に出してください。

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121・127

違法な不用品回収業者にご注意ください！

不用になったものを無料で回収しますと宣伝し、違法にごみ収集を行う業者がいます。

そのような業者を利用した際に**無料と言われたのにあとで高額な料金を請求された、回収したごみを業者が不法投棄した**などのトラブルになる事例があります。

檜原村でごみ収集を行うには、「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要になります。古物商の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可では、ごみ収集を行うことはできません。

もし、自宅に電話がかかってきたり、ポストにチラシが入っていても利用しないでください。

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121

飼い犬の登録と狂犬病予防注射について

生後９１日以上の犬を飼われている方は、登録と年１回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。村では、毎年４月に狂犬病予防注射定期集合注射を行っていますので、ご利用ください。また、動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、「**狂犬病予防注射済証**」を持って村役場で「**狂犬病予防注射済票**」の交付を受けてください。

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121

浄化槽をお使いのみなさまへ

浄化槽は、し尿や生活雑排水の汚れをきれいにして川などに流しています。しかし、適正な維持管理を行わなければ汚れたままの水が川などに流されてしまいます。そこで、浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき３つの義務があります。

① **保守点検**
　都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業

② **清　　掃**
　村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業

③ **法定検査**
　知事が指定した機関が実施する①と②の状況を客観的に判断する検査

みなさまが気持ちよく生活できるよう、①～③を実施し、適正な維持管理をお願いします。

また、下水道接続により浄化槽の使用を廃止した場合は、３０日以内に届出を行うよう、お願いいたします。

※下水道整備区域外地域で合併浄化槽をお使いの場合、上記①～③を実施した方に対して費用の補助を行っています。詳しくは下記問い合わせ先までお問合せください。

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121

下水道モニター募集

≪資格≫

令和６年４月１日現在、都内在住の１８歳以上の方（公務員、過去にモニターを経験した方、島しょ在住者を除く）で、ＨＰ 閲覧とメールの送受信ができる方

≪募集人数≫

１，０００人程度（応募者多数の場合は選考により決定）

≪任　期≫　４月１日から１年間

≪内　容≫　アンケート（４回）の回答　等

≪申込方法≫

東京都下水道局ホームページ（https: //www. gesui.metro. tokyo. lg. jp/）からお申し込みください

≪申込受付期間≫

１月５日午前１０時～２月２８日午後５時

≪謝礼≫　回答数に応じ図書カードを贈呈（任期末にまとめて送付）

◎ 問い合わせ先　下水道局総務部広報サービス課　TEL 03-5320-6693

雪の影響によるごみ収集の中止ついて

雪が降り道路に積雪があったときなど、道路状況によりごみ収集ができない場合があります。

村民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121

獣害対策講習会を開催します

檜原村では、サルやイノシシなどの野生動物による農作物被害が大変多く見受けられます。そこで麻布大学の江口祐輔教授を講師に招き、下記のとおり獣害対策講習会を開催いたします。

サルやイノシシなどの農作物被害は、行政・地域住民の方々が一致団結して対策を講じる必要があります。
江口教授から、野生動物の追い払い方法や正しい電気柵の設置方法などを学び、農作物被害を減らしていきましょう！！

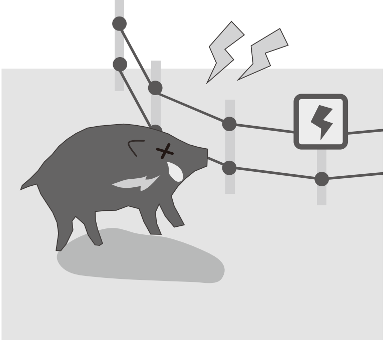

獣害対策講習会　日程表

開　催　日	時　間	会　場
令和６年１月24日（水）	午前10時～午前11時30分	南郷コミュニティセンター
	午後2時～午後3時30分	檜原村福祉センター

※事前申し込みは必要ありません。ご都合の良い会場にご参加ください。

◎ 問い合わせ先　産業環境課農林産業係　内線 129・130

福祉・けんこう

医療券（気管支ぜん息等）の更新を忘れずに ～大気汚染医療費助成制度～

都内に１年（３歳未満は６か月）以上在住の１８歳未満で気管支ぜん息等に罹患しているなど、要件を満たす方に、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成しています。有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、期間満了の１か月前を目安に区市町村の窓口で更新手続きをしてください。もも色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

◎ 問い合わせ先　福祉保健局環境保健衛生課　TEL 03-5320-4491

１月の栄養相談

【日時】　1月10日（水）・1月24日（水）
午前９時30分～午後３時
【会場】　やすらぎの里　保健センター
（けんこう館２階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

２月の精神保健巡回相談

【日時】　２月２９日（木）
午後２時～午後４時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

★ご利用される場合には、予約が必要です。詳細は、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

骨粗しょう症予防教室のお知らせ

骨粗しょう症予防についての教室を行います。
骨粗しょう症検診を受診された方、ご興味がある方など、どなたでもご参加いただけます。

日時：２月７日（水）
午後１時30分から午後３時
場所：やすらぎの里保健センター

◎ 申し込み先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

総合がん検診（個別検診）について

検診車による総合がん検診（集団検診）を受診していない方は、日の出ヶ丘病院、および檜原診療所で総合がん検診（個別検診）を受けることができます。

	檜原診療所	日の出ヶ丘病院
★申込締切日	令和６年３月８日（金） 土日祝日を除く平日	令和６年２月９日（金） 土日祝日を除く平日
★申込電話番号	042-598-3121	042-588-8666
★検査にかかる費用	無料	

◎ 申し込み先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

福祉・けんこう

こちら地域包括支援センターです！

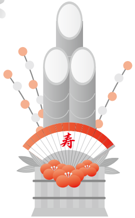

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。地域包括支援センターでは、高齢者の皆様が、地域の中で安心・安全に暮らしていけるようにお手伝いいたします。

令和６年も引き続き、介護予防の推進に努めてまいりますので、講師派遣の要望がございましたらお気軽にお声掛けください。

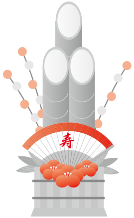

◎ 問い合わせ先　檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内）　TEL 042-598-3121

受験生チャレンジ支援貸付事業について

東京都では、学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して資金の貸し付けを行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施し、将来の自立に向けた意欲のある子供たちが高校や大学への進学を目指すことを支援しています。

・**対象者**　中学３年生又は高校３年生又はこれに準ずる方※

※中学３年生又は高校３年生に在籍していない進学を目指す方（高校中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校４年生、浪人生等）

貸付対象	貸付限度額
学習塾等受講料	２０万円
受験料（中学３年生又はこれに準ずる方）	２万７，４００円
受験料（高校３年生又はこれに準ずる方）	８万円

他にも貸し付けには条件等があるため、詳しくは下記の URL をご覧ください。

「東京都社会福祉協議会受験生チャレンジ支援貸付事業サイト」　**URL**：https://jukenchallenge.jp/

◎ 問い合わせ先
「社会福祉法人檜原村社会福祉協議会」
東京都西多摩郡檜原村 2717 番地（やすらぎの里内）
TEL 042-598-0085　　Fax 042-598-0487

東京都社会福祉協議会
受験生チャレンジ支援
貸付事業サイト→

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！

一般建築・リフォーム
株式会社 光壽建築
東京都知事許可（般１）第123420号
代表取締役　野村　良和
〒190-0200 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0870
FAX 042-598-1300

建築一式工事業
都知事許可（般－1）第87705号
（有）吉澤工務店
代表取締役　吉 澤 伸 行
檜原村2733-2
（代）TEL 598-0551　FAX 598-1008
日の出町事務所・工場　TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。
家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

●**日　時**　毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）　午後１時 30 分〜午後２時 30 分
●**場　所**　やすらぎの里けんこう館
●**対　象**　村内在住の方
●**費　用**　無料
利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場　ホッとスペース　ちえの輪』を児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

●**日　　時**　毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）　午後３時〜午後５時
●**場　　所**　檜原村児童館（やすらぎの里内）
●**対　　象**　村内在住の原則、小学生〜中学生の方（中学校卒業後〜１８歳の場合はご相談ください）
●**費　　用**　無料
●**利用方法**　利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。
利用をご希望の方は下記までご連絡ください。
随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。
●**関係協力機関**　檜原村・檜原村社会福祉協議会
※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。

ホームページ

◎ 問い合わせ先　西多摩くらしの相談センター　TEL 0428-25-3501
ホームページ　http://kurashinosoudan.net/

教育・文化

檜原村成人式「二十歳（はたち）のつどい」

下記日程により令和６年成人式「二十歳（はたち）のつどい」を挙行いたします。

◎**日　時**　１月８日（月・祝）　午前１０時から（受付開始午前９時から）
◎**場　所**　檜原村役場住民ホール
◎**対象者**　３名

◎ 問い合わせ先　教育課社会教育係　内線 226

檜原村育英資金貸付制度をご活用ください！

教育委員会では、村内の学生を対象に、修学に必要な資金の貸付け事業を無利子で行っております。また、貸付金の返済開始日から起算して２０年間檜原村に住所を有していれば、貸付金の返済を免除いたします。同種の学資金を他から借り受けていても借入できますので、この機会にぜひ制度を活用し学業に専念してみませんか？

【貸付金額】

区　分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金（月額）	入学資金	修学資金（月額）
高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	200,000 円	15,000 円	500,000 円	35,000 円
大学、専修学校（専門課程）	500,000 円	35,000 円	700,000 円	50,000 円

※各項目の金額は、限度額になります。

【償還の期間】

貸付期間を終了した１年経過後の１０年以内といたします。

（例）入学資金　私立大学入学資金　７００，０００円　令和元年３月に村より借入し令和５年３月に卒業した場合は、返済は１年後の令和６年４月から開始となります。

【必要書類】

（１）入学の決定に関する書類又は在学を証明する書類の写し

（２）学業成績が分かる書類（成績証明書等）の写し

（３）育英資金の貸付けを受けようとする者及びその属する世帯の課税（非課税）証明書

【その他】

以下の要件を備えた連帯保証人２名が必要です。

（１）一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。

（２）この育英資金につき他に保証していないこと。

連帯保証人のうち１名は、貸付けの日の６か月前から引き続き檜原村内に住所を有しなければなりません。

＊申請手続き等、詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　教育課学校教育係　内線 221

教養講座参加者募集！

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品作りを一緒に行いませんか？皆様のお申し込みを随時お待ちしております。

○場　所　檜原村福祉センター及び檜原村役場

○参加費　無料

○対　象　村内在住・在勤者

◎ 申し込み及び問い合わせ先
教育課社会教育係　内線 226

教育・文化

檜原村立図書館移動図書館車の利用について

檜原村立図書館では、電話等でリクエストいただいた本を移動図書館車『やまぶき号』が各地域巡回時にご自宅まで届けるサービスを行っています。ぜひご利用ください。詳しくは、檜原村立図書館までお問い合わせください。

＝図書館雑誌等の紹介＝

○オートバイ○週刊ベースボール○ゴルフ○ターザン○婦人公論○ハルメク○天然生活○毎日が発見○オレンジページ○ NHK きょうの料理○３分クッキング○歴史街道○やさいの時間○週刊新潮などの雑誌をご用意しております。ぜひ図書館へお立ち寄りください。

◎ 問い合わせ先　檜原村立図書館　TEL 042-598-1160

令和５年度西多摩地域体育協会連絡協議会功労表彰の受賞について

令和５年度西多摩地域体育協会連絡協議会より功労表彰として、濵中美奈子氏が受賞されました。

濵中氏は、長年にわたり檜原村体育協会スポレク部員として、地域スポーツの向上･推進･育成に貢献されています。

濵中美奈子氏

村民ひろば

ツキイチ笑いヨガ

毎月第２日曜日（ニコニコの日曜日）に檜原村福祉センターにて笑いヨガを開催しています。笑うことは呼吸を深くし、マスクでたるんだ表情の改善にもなります。月に一度おもいっきり声を出して笑ってみませんか？

日　時　第２日曜日　午前１０時３０分より（１時間程度）
場　所　檜原村福祉センター（和室）
持ち物　動きやすい格好、水分補給の飲み物
参加費　無料

◎ 問い合わせ先
TEL 090-2499-5404（鈴木）
E-mail fussa.0808@docomo.ne.jp
主催　檜原村ラフタークラブ

その他

檜原村固定資産評価審査会委員の任命について

令和５年１１月２８日の第４回檜原村議会定例会にて議会の同意を得て、下記のとおり任命されましたのでお知らせいたします。

記

・檜原村固定資産評価審査会委員

氏　名　大久保　健治　**任　期**　令和５年１２月５日から令和８年１２月４日まで

東京都消防褒賞受賞

令和５年１１月１７日、東京都庁において「東京都消防褒賞贈呈式」が行われました。

檜原村消防団からは、

【第１分団分団長】野村芳夫氏（写真中央）、【第３分団分団長】峰岸利明氏（写真左）、【第３分団副分団長】岡部豊氏（写真右）が、長年にわたり消防活動や地域の安全確保に貢献されていることにより、表彰を受けました。

阪神淡路大震災から２８年

今月で平成７年１月１７日午前５時４６分に発生した阪神淡路大震災から２８年が経過しました。改めて皆様のご自宅での備えについて考えてみましょう。自分や家族で備え助け合う「自助」、地域で助け合う「共助」という自助･共助が大切です。自分の命は自分で守り、地域一体となった備えで難局を乗り切れるよう、防災訓練などに参加してみましょう！

積雪や凍結路面に係る救急事故に注意しよう！

毎年１２月から３月までの期間に積雪や凍結路面により滑って転倒した際に受傷する事故などが発生しています。

そのため、救急車の出場件数が増加することで、救急車の到着が遅延することが予想されます。

積雪や凍結路面でのけがを防ぐために

・靴は滑りにくいものを選びましょう。
・足元に十分気を配り、ゆっくりと歩きましょう。
・降雪後暫くは路面凍結が続き、事故が多いことから、特に注意を払いましょう。
・天気情報や道路交通情報など情報をよく確認して、余裕を持って行動しましょう。

◎ 問い合わせ先　秋川消防署　TEL 042-595-0119

無料セミナーと個別相談会

「元気なうちから考えよう！自宅と実家のこと～将来、空き家にしないために～」を開催します。

空き家所有者や所有予定者の方から毎月１００件以上の相談を受けている「ＮＰＯ法人空家・空地管理センター」が、無料セミナーを開催致します。

相続した空き家の対処に頭を悩ます方は年々増え続けています。

自宅や実家を空き家にしないために、元気なうちから行っておくべきことを分かりやすく解説します。

また、現在社会問題となっている空き家問題の現状やその原因から売却・賃貸・解体などの利活用についても実例を交えて紹介します。

セミナー終了後、専門家に個別で相談できる無料個別相談会も開催します。

【日　　時】 令和６年１月２０日（土）
セミナー：午後１時～午後２時４０分（午後０時４５分から受付）
個別相談会：午後２時４５分～午後４時１５分
【会　　場】 日の出町役場　３階第１・２会議室
【定　　員】 先着５０名
【参 加 費】 無料
【実施団体】 ＮＰＯ法人空家・空地管理センター
共催：日の出町
後援：檜原村
【そ の 他】 当日も受付けますが、事前に申し込んだ方が優先です。

◎ お申込み　NPO 法人空家・空地管理センター　TEL 0120-336-366〔午前 9 時～午後 5 時〕

その他

〈広告〉

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより Vol.91

左から、友澤勇紀、高野優海、中澤大樹、齊藤隼人

齊藤　隼人（上元郷在住）

あけましておめでとうございます先月の「ゼロ・ウェイスト PLUS ～持続可能な暮らし～上映会」の際に、入口のくるくるフリーマーケットに竹で作った飾りや箸を置かせていただきました。自身の竹細工練習に加え、皆さんに活動を知っていただく機会にもなりましたら幸いです。今後竹を使ったワークショップ等も開催予定です。

１月に入り、寒い冬の楽しみといえば氷瀑。私たち協力隊メンバーも払沢の滝冬まつりに関わらせていただいており、朝の凍結状況の確認が始まりました。今年の冬はどの位凍結するか、ワクワクしています。

竹で作った箸と飾りです。

高野　優海（笛吹在住）

あけましておめでとうございます！今年も１月５日から２月20日まで、払沢の滝冬まつり実行委員の一員として、毎朝交代で払沢の滝の結氷率を確認してきます。当番が回ってくるのは２週間に１回程度ですが、朝の静けさと、冬のキリリとして澄んだ空気のなか、遊歩道を歩いて滝を見に行くのは本当に気持ちがいいです。今年は暖冬が予想されており、滝がどれだけ凍るか気になるところですが、凍らなくてもぜひ、皆さんも払沢の滝に足を運んでみてください！朝の払沢の滝散歩、おすすめです。

去年の最大結氷日の様子

友澤　勇紀（宮ヶ谷戸在住）

夏に植付けたワサビ達が無事に檜原の冬を越せるのか心配です。

以前、カナブンの食害で半数以上が枯れた後、新たに苗を手配し再チャレンジ。順調に育っていましたが、今度はハバチの幼虫が発生。今回は被害が大きくなる前に対処できたので、苗は順調に育ってくれています。残る脅威は獣害。とくに食べ物の少ない冬場は、シカによるワサビの食害が村内でも多いと伺っているので、防虫ネットや防獣ネットがどのくらい効果を発揮してくれるのか、試験栽培の難所になりそうです。

防獣ネットで栽培している圃場↑。気温が20℃を下回った頃から成育が良くなりました。このまま無事に冬を乗り越えて、ワサビ達が春を迎えられることを願っています！

中澤　大樹（出畑在住）

あけましておめでとうございます！初めての年越しで、冬の寒さに驚いています（笑）

昨年は、ご縁のあったいきいきサロンや個別の訪問で、身体のメンテナンスのお手伝いをさせていただきました。膝が良くなった方や猫背が改善した方など、少しでも効果があって良かったです！

寒さも厳しくなってくるので、皆さんご自愛ください。

私は、寒くなると子どものころから、冬はこたつに入って冷たいものを食べるのが好きでした。

今まではアイスを食べていましたが、最近は冷たいお酒に変わってきました（笑）

以前いただいたお酒が美味しかったので、今年は自分で買って、去年のスポーツの録画を見ながら飲んでいます！

お邪魔させていただいている数馬のいきいきサロンの様子

学校だより

いま、檜原中学校では

【 教育目標　● 学び考える人　● 心の豊かな人　● たくましい人 】

１年生　校外学習

「『全身全霊』～檜原と川越の違いを見つけながら、楽しく学ぼう！」

１０月２０日（金）に１年生が修学旅行で川越へ行きました。昨年度までは感染症対策で、学校から川越市内までバスで移動していましたが、今回は公共交通機関を利用して移動しました。電車の乗り換えで反対方面の電車に乗りそうになったり、途中で道に迷ったり、予定どおりにいかない部分もありましたが、班のみんなで力を合わせて行動しました。スローガンにあるように、檜原と川越の違いを事前学習で調べましたが、実際に現地に行って目で見て肌で感じながら、さらに学びを深めることができました。

本川越駅でのチェック

トリックアート美術館にて

彫りガラス体験

笑顔と学びの体験活動プロジェクト

１０月３０日（月）、全校で「笑顔と学びの体験教室」を行いました。講師として来校されたのは、Ｊリーグ草創期にヴェルディ川崎（現･東京ヴェルディ）でプロサッカー選手として活躍された、北澤豪さんです。前半の講演では、まだ日本に、プロサッカー選手という社会の枠組みがなかった時代に、「プロになる」という夢を叶えたというエピソードや、長い髪へのこだわりなどのご自身のお話から、「今あるものが全てではない。」「無ければ作ったり、ルールを変えるなどすれば良い」という中学生へ向けた熱いメッセージなど、様々なお話をしていただきました。また、障がい者サッカーについてもご紹介いただき、「誰もが取り組めるサッカー」への理解を深めることができました。講演後、フットサル用のボールを用いて全員が体の使い方、動かし方を鍛えた後、「ウォーキングサッカー（走ることは禁止）」を学年ごとに楽しみました。自分だけが楽しいのではなく、その場にいる全員が本気になって打ち込めることが大事なんだとお話される様子に、大きな熱意と誇りを感じることができました。

【１月の予定】

9日（火）始業式　安全指導　身体計測	15日（月）専門委員会　中央委員会
10日（水）給食始	16日（火）西多摩中学生弁論大会
12日（金）百人一首大会	29日（月）避難訓練（不審者対応訓練）

その他

広報 ひのはら
令和6年1月
発行● 檜原村役場総務課
檜原村 467-1 TEL 042-598-1011 FAX 042-598-1009 IP 電話 050-3502-7230
ホームページ・アドレス https://www.vill.hinohara.tokyo.jp

檜原学園マラソン大会

令和５年１１月２５日（土）に、檜原学園マラソン大会が行われました。
今年も、小・中学校ともにロードレースにて実施し、白バイを先頭に児童・生徒が力走を見せました。準備段階から村民の皆様のご協力と当日の沿道からの温かい応援に見守られ、無事に大会を終えることができました。
また、交通規制にご協力いただきありがとうございました。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住　所	電　話	日(曜日)	医療機関名	住　所	電　話
1月1日(月･祝)	**あきる台病院**	あきる野市 秋川 6-5-1	**042-559-5761**	8日(月･祝)	**まつもと耳鼻咽喉科**	あきる野市 秋留 1-1-10 あきる野クリニックタウン 1F	**042-550-3341**
2日(火)	**あべクリニック**	あきる野市 瀬戸岡 474-6	**042-558-7730**	14日(日)	**あきる野総合クリニック**	あきる野市 草花 1439-9	**042-518-2088**
3日(水)	**小机クリニック**	あきる野市 小中野 160	**042-596-3908**	21日(日)	**朱膳寺内科クリニック**	あきる野市 秋留 1-1-10 あきる野クリニックタウン 1F	**042-559-9201**
7日(日)	**あきるの内科クリニック**	あきる野市 二宮 1011	**042-558-5850**	28日(日)	**鈴木内科**	あきる野市 舘谷 156-2	**042-596-2307**
受付時間　午前 9 時～午前 11 時 45 分・午後 1 時～午後 4 時 45 分							

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター	TEL **521-2323** 携帯電話・PHS は #7119
秋川消防署	TEL **595-0119**
東京都保健医療情報センター	TEL **03-5272-0303**

世帯と人口（12 月 1 日現在）

（　）内は前月比

世帯数 1,126 世帯（3 世帯減）　人口 2,000 人（4 人増）

男 993 人（1 人増）　女 1,007 人（3 人増）

防災行政無線メッセージサービス　ＴＥＬ　０４２－５９８－１０３３

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～　「謹賀新年」

令和6年の新春を皆様お元気にお迎えのこととお慶び申し上げます。皆様にとって明るい1年となりますよう、心よりお祈りいたします。
写真は藤倉地区においてドローンから撮影した写真です。ご来光の左に位置する一番高い山は大岳山です。

「広報ひのはら」は再生紙を利用しています。